

山田盛太郎

『農地改革の歴史的意義』

綿谷 赴夫

一、はしがき

過去數年間沈黙を續けられたわが山田盛太郎教授は、東京大學經濟學部創立三十周年記念論文集において、劃期的な論稿を發表された。その内容は、舊日本資本主義の基底的たる農業の「半封建的土地所有制」半封建的零細農耕を變革し、本格的農業とこれに立脚する日本經濟の再建とを確保する、「端緒」としての、農地改革の歴史的意義を究明したものである。問題の樹て方は、きわめて雄大な構想に發しており、その方法もまた、高度の科學的嚴密さに立つている。いままでの同一種類の幾多論作中で、比肩するものがない優れた水準をしめすものなることは、疑いない。わたくしが淺學にもかかわらず、本論文をあえて紹介しようとする所以である。その構成をみると、「一、歴史的前提(一)劃期 土地所有の歴史的劃期における農地改革の段階的地位」「二、歴史的前提(二)基盤 半封建的土地所有制半封建的零細農耕の構成」「對抗、その揚棄の必然性」「三、問題概括 土地變革」「農業變革の段階における農地改革の意義と限界」の三節から成立している。

書評

る。紹介の順序も、これにしたがつて進めようと思う。だがあらかじめ山田教授および讀者のお許しを求めておきたい點は、第一に教授の舊著「日本資本主義の分析」其他からの引用を機械的に今度の論文と連關せしめ、また勝手な解釋を加えたため、教授の眞意を誤まつて理解した點が多いであらうことであり、第二には、わたくしの理解力の不足から生じた多くの疑問を途中で挟んだ結果として、はからずも書評的な形態をすらとるにいたつたことである。その疑問は、究局においてわたくしの理論水準の低位をしめすものであるか、あるいは、誤まつて理解された内容にたいする無意味なモノローグにすぎないであらう。

二、農地改革の歴史的意義 (一)劃期

教授は、農地改革の歴史的意義を問うに先立つて、その對象たる日本農業の土地所有關係が、いかなる段階に立つていたかをまず分析される。農地改革實施までの過去の土地所有の發展史は、四つの段階に劃される。第一の段階 班田法を基礎とする奈良平安朝時代。氏族制が房戸、戸へ分解する廣汎な過程。第二の段階 莊園制における土家の割據的領有を基礎とする鎌倉封建制の時代。その一構成要素としての勞働地代の收取。反當收量一石、耕作者取前その五六%、全國耕地面積は最近の關東地方の夫にも及ばず、農業發達の未熟さがうかがわれる。第三の段階 太閤檢地を基準とする豪族割據の廣汎な解體とその全國的規模における再編とに由來する徳川封建制の時代。勞働地代はまだ残るが、一般

的には生産物地代の支配。耕地面積は、前時代の三倍に増加し、反當收量は、およそ一石三斗を上・下していたかのごとく、明治六年地租改正にいたり一石六斗と見込まれている。うち耕作者取前は、絶對量において前時代と人差なく、割合ではかえつて低下した。第四の段階 地租改正における幕府並びに藩の領有の廢止と、その領有との直接的結合においてヒエラルヒッシュの形で發生した所有並びに保有の確認基準の一大再編とを基礎とする日本資本主義時代。半封建的土地所有制＝半封建的零細農耕が、日本農業の基本型を形づくるにいたる、地代形態は、その一部が地租改正の形で「一舉に公力的に」(分析二〇五頁)現物納から金納化され、他の部分が現物年貢として固定化された。

ここで重要なのは、第四の段階である。その止揚こそ、農地改革およびこれを「端緒」とする農業變革の歴史的課題なのだから。この段階は、いかなる意味をもつか。當時すでに世界資本主義形成の過程にあつて先進國から自己を守るために、日本は、資本の自生的發展による封建制の打破をまつ餘裕なく、きわめて特異な仕方では急激に資本主義體制を確立せざるをえなかつた。それは、過去の封建制の妥協的解消と再編とにもとづく資本主義の確立方式であり、國內的にはかかる妥協的解消にたいする直接生産者の抵抗をおさえ、國外的には先進國からの自己防衛および支那朝鮮市場の「強行的」確保をはかるために、強大な軍事機構＝キイ産業體制の構築がまず眼目となり、その構築の基礎としては、全收穫の三四%の地租收取と六八%の地代收取との二層の隷屬關

係を内包する、半封建的土地所有＝半封建的零細農耕の關係が作り出された。この土地所有は、自己を守るために逆に、軍事力の保障を必要とし、軍事的半封建的日本資本主義の基調が、かくのごとくにして成立する。しかもかかる土地所有關係のもとでは、地租は公力的に金納化せしめられざるをえず、地代は逆に、零細農耕とこれに據る舊い土地所有とを守るために、現物納のままで固定化された。ここに二層の隷屬關係、地租金納化と地代現物納との相剋があり、それは「分析」によれば、日本資本主義の半封建的軍事的型制の構造＝對抗の具象化として、向後の農業發展を制約するものにはかならぬ(「分析」二〇五頁)。教授は、以上の點を地主制成立の論理に集約して、具體的に解明される。

まず地租改正によつて創出された農村のメカニズム。地租改正(明治六年)における收穫の配分割合において、小作人の純取米は地主の半分にすぎぬ。一町歩耕作の小作人十人分の取前合計は、わずか五町歩所有の地主一人分の取前に等しい。國際的には辛うじて小農範疇の自立を可能たらしめるにすぎぬ五町歩の土地所有が、すでに地主範疇を實現する。土地所有者の寄生地主化傾向と獨立自營の小農範疇缺除との原因。しかも地租金納、小作料現物納の相剋關係のもとで、米價變動は土地所有者の經濟をゆり動かし、その騰落の全過程をつうじて、大地主の土地集中と中小零細所有者の土地喪失とが進行する。米價下落による打撃は、地主より自作農に大きい(「分析」二〇六頁)。自作農分解過程の一基礎。金納地租額にたいする米價の漸次的上廻りは、地主取前の

割合を増大せしめ、地主の地位が決定的に鞏固された。他方、徳川封建制末期では支配的な形として、小作人は貢租其他公課を直接納入し、その意味で農村の市民権をもつていたが、地租改正によつて地主が地租納入の担当者となり、小作人はその下に從屬するにいたつた。この二つの面から農村は、完全に「地主本位のメカニズム」として再編された。

かかる地主的土地所有の外延的規模。地租改正を起點とする土地變革は、(一)明治二三年度現在御料國有公有合せて二千二百萬町の壓倒的な官有地を創設し、これによつて日本資本主義の「アブソルチズム」の經濟的基礎を固めるとともに、地主制を守る堡壘とらしめた。農民の抵抗は、軍事的に靜められ、結果において彼等は二重の「特殊」な隷屬に落ちこんだ。(二)民有の山林田畑の大部分は、地主の手に歸した。金納地租と米價變動とに挾撃された自作農層の強力的分解とこれによる地主の土地集中。その意味は、貨幣地代の成立すら不可能とするミゼラブルな生産力の零細農耕と、軍事的必要にもとづく公力的な地租金納化との相題にはかならぬ。かくして地主的土地所有が成立してゆく。新潟および宮城縣の某三大地主の土地集中の累年表によると、維新直後の混亂凶饉期を第一の山とし、明治一四—一八年の「體制的沈滞期」を経由して、明治二二、三年ごろにはその輪廓がほぼ出來てゐる。この時期はまさに、地主制を守るための堡壘としての御料地其他官有地確立の時期にマツチする。日本の地主制の外延は、このときに完成したとみてよい。

この明治二二、三年の意義。それは、アブソルチズムの基本法たる欽定憲法および皇室典範制定(二二年)、事實上の地主的議會(外見的立憲主義)としての第一回國會召集の年であつた。いわゆる自由民權運動は、その基幹的主體たる地主層が地主制確立過程の進行につれて寄生化し、農民抵抗(一揆)の内容も地主制批判の色調を追加するにいたつた結果として、外見的立憲主義の枠内へ妥協的に解消し、明治一七年自由黨解體の意義、同二二、三年の憲法制定および國會開設によつて自作農上層まで選舉權を與えられて、かれらは農村の主人公として、下層農民から決定的に分離し(二三年再建自由黨の本質)、かえつてアブソルチズムの社會的支柱としてその一翼に列なることによつて、農民にたいする地主支配を鞏固することができた。その下では全國の老人多數にのぼる一般下層農民は、「政治的に無權利、經濟的に窮乏の狀態」に數十年間放置され、その解決は、農地改革の課題として今日まで繰越されたのである。

以上が、わたくしの理解しえたかぎりでの、教授の語る「農地改革の歴史的前提」(「訓期」)であつた。内容的には、地主制成立の論理であり、これを基砒とする軍事的半封建的資本主義構築の論理だとみてよい。ただわたくしは、これを讀みながら次の點を疑問としてつた。その第一點は、かかる論理の實現を可能ならしめた客觀的な根據は、どこにひそむか、地主ではなく、直接生産者たる農民が何故明治の土地改革を自己の發意と利益において實施し、新時代の農村の主人公たりえなかつたかである。この點

については教授は前著「分析」において、「七百年間における農業上の生産力發達の緩慢性と耕作者取前の不動性」を強調され、そこに「地租改正における隷農制の半隷農制的從屬關係の再出確保の事情は、かくして一目瞭然となる。」「軍事的半農奴制的壟斷の結集を必然ならしめた所の根據」(「分析」一九七頁)を指摘された。これは、たんに經濟史的な關心の對象たるだけではない。もしこれに類似した事實が今度の農地改革のもとでも作用しているとするれば、容易ならぬ結果をもたらすだろうとおもう。第二の疑問は、明治の地租改正が、たんに半封建的地主制を成立せしめたのみならず、同時にこれを否定する積極的要素の種を蒔かなかつたか。下からの土地變革を標榜する徳川末期—明治初期の農民一揆は究局において抑止されたにせよ、その自主的要求は歪められた形ですら明治の土地改革中に反射し、投影しなかつたのか。さらに一般化すれば、特殊な仕方での資本主義の構築それ自身がこの特殊性を克服しうるアンチ・テーゼの發展傾向を内包しなかつたかということである。これは、今度の農地改革遂行の主体的問題でもあり、教授かつぎに説かれる節にぞくするようだ。ふたたび論文を読み続けるとしよう。

三、農地改革の歴史的前提 (二) 基盤

前節の要約。日本農業の基本型たる半封建的土地所有制「半隷農的零細農耕は、軍事的半封建的な日本資本主義の基砥として、地租改正を基調として形成され、ほぼ明治二二、三年ごろ固定的

な形態をとるにいたつた。この基本型は、それ以後の資本主義的發達にもかかわらず、本質的な變容をとげることなく、今日まで存続した。この點に、今度の農地改革の必然性があり、その解決すべき内容が豫定される。農地改革の歴史的基盤は、半封建的土地所有制「半隷農的零細農耕の構成並に對抗の様式それ自體」といえる。そこで土地所有と農業經營それぞれの吟味が、必要となる。

半隷農的零細農耕として規定された、農業經營の形成の仕方と推移の方向。まずその基礎としての耕作規模を獨逸農業のそれと比較すると、その零細性は一目瞭然たるものがある。比喩的にいえば、獨逸農業構成の規模と密度とは、あたかも、日本農業現在の規模と密度の上へ、さらに追加的に、日本の總耕地面積の四・八倍を蔽うところの巨大な農場群を設定したのと、ほぼ同様な構成をもつ。日本の農業經營の狹隘な基礎が、これで實證される。

だがかかる日本農業の零細性は、「分析」によれば、たんなる「零細性一般ではなく、二層の從屬規定(——三四%の金納地租と六八%の現物地代——)をもつ半封建的土地所有によつて制縛を受ける耕作規模の零細性そのもの」であり(「分析」二〇〇頁)、これによつて必至的に軌道付けられている。明治前期における井上農相、フェスカ、佐藤昌介氏の大農法論の凋落。大農法をとつた北海道蜂須賀農場の小作人移植制への移行(明治三〇年)は、かかる大農法論の「戲畫化された凋落」をしめす。

日本農業の農法再編の方向と形態とは、明治中葉を基準とし

て、決定されるにいたつた。フェスカによる抱持立犁の推奨（明治二〇年）、わが國最大の地主本間家における乾田耕作法および馬耕術の教習（明治二四—二六年）。山形縣庄内では、本間家主導によつて「米單作大規模（平均二町歩水準）の年雇をもつ農業地帯の原型」が構成され、これを起點として、かくのごとき型の農業地帯が相次いで構成された。たとえば宮城縣仙北農業地帯（地主齋藤家）、新潟縣蒲原農業地帯（地主市島家）、秋田縣仙北農業地帯（地主池田家）。ここでの基本役畜がいずれも馬たることは、牛の系統を基本役畜とする漢人農法にたいする、日本農業の特色をしめしている。（『支那稻作農業經濟の基調』——「東亞研究所報」第十四號五頁）

このような農法の再編を基礎として、農民の經營の階層分化は、いかなる形態をとつたか。明治一二年度と同四一年度とを三九縣の數字について比較すると、中間層（八一五反耕作農家）の戸數は漸減し、上層（一五反以上耕作農家）と下層（八反未満耕作農家）とが漸増をしめす。農家總戸數の絶對的增加があるにかかわらず、その中間層が漸減し、上層と下層とが漸増する傾向にあることは、その後（明治四一年以降）の傾向と一線を劃して區別さるべき重要な特徴である。それは、「明治前葉を基調に、日本農業が、大きく、再編されていつた事情を指標するものである。」

だが一町五反以上の上層農家の漸増も、日本農業の基本型たる耕作規模の零細性によつて、劃然とその上限を頭打ちされる。農

學の展開は、この零細集約農業にふさわしい方向をとられ、かかるものとして土壤學および畜種學の面に現われる。つぎに農業技術の發展指標をみると、明治一四年の横井博士の鹽水選より昭和七年變溫處理におよぶ一連の系列がづらなつてゐる。この系列は、孤立化された姿では、零細集約農法に對應する反當收量基調の、技術發展の指標である。だがこれに交錯して、明治三七、八年農機具發達の第一段階から大正一二年小型トラクター（岡山）への、いわゆる勞働生産力形成基調の技術發展の系列が、發生しだしたことを注目すべきであらう。

農業經營の組織内容については主穀だけをとると、稻作と小麦作との作付反別は、増加の一途をたどり、大麥その他一般雜穀は漸減してゐる。さいごに反當收量およびその中の耕作者取前の變化。米の反當收量は、明治二〇年ごろまで上昇し、以後しばらく反落、ふたたび順調な上昇線に乗つて、昭和一二、三年におよんでいる。その期間中にも小變動あり、とくに大正末期から一種の停滯が感ぜられるが、全體として上昇傾向は否定しえない。しかもその中の耕作者取前の變化は、明治六年三二%、三六・四〇年平均四二%、昭和八一〇年平均五二%と、緩慢ながら、順調な増大の方向をとつてゐる。

以上は、教授の論文中の老成な統計資料から讀みとつた數字的事實である。教授の周到な實證的努力には、今さらながら敬意を表せざるをえない。ただここで一應捫みうるわたしの疑問は、つぎの二つである。

その第一點、緩慢なりとはいへ、生産力の上昇と耕作者取前の増加との起點は、やはり地租改正、明治の土地改革そのものに存したのではないか。それは、直接生産者にたいして、法制的には職業および移轉の自由を、高持百姓の資格を有するかぎりでは、金納地租負擔附の土地所有權とその處分の自由を、さらに田畑勝手作の自由をみとめた。徳川末期―明治初期の農民一揆は、歪曲された姿にせよ、明治の土地改革中にその自主的要求を反射せしめ、それがこの一連の私法的權利の確認となつたのではないか。かかる意味での土地改革の進歩性を起點として、農民的商品生産と生産力の伸暢とが可能となつたのではないか。その程度は、けつして大きく評價しえないけれども、方向としては、逆條件に制扼されながらすでに姿をあらわしたとおもう。

これと關連して第二の疑問點、明治人正の農業技術の展開は、教授の指摘されたように、品種改良施肥集約化の反當收量基調の方式をとつた。だがかかる方式は、いきおい農繁期の労働のピークを激しくし、これを緩和するものとしての一定の労働手段導入を伴わざるをえない。この點については、教授も「内地農業は、畢竟するにいわゆる抱持立犁の原理に歸するところの長床犁から短床犁への轉換と乾田馬耕法（『耕地整理』との結合が一つの軸線を描く」と指摘される。さらに明治末期以降になると、端初的な農機具發展の系列がみられ、この系列が、前述の反當收量増加の技術とのみならず、西日本中心の商品的小麥裏作の擴大等の經營組織集約化とも絡みあい、そこに日本的な形態における労働生

産力形成の方向が出てくる。かかる労働手段は、一たび農業經營内に立地すると、耕作規模擴大の原動力として反作用し、日本農業の基本型たる零細農耕制そのものを柱樁として感じ始める。そこでわたくしの疑問點は、かかる農業生産力の新展開――なお教授は明治末期の農機具發展の第一段階の意義を「千年の歴史轉換」として規定される――が、いかなる經濟範疇の姿をとつて、日本農業の基本型たる半封建的土地所有制、半隷農的零細農耕と對決するかである。それは、農民的商品生産としての獨立自營農（いわゆる小農）範疇實現への胎動ではないのか。だがこの論點については、論文に戻つて、さらに教授の所説をきかねばならない。

さきにわたくしたちは、明治四一年度までの農民の階層分化が中堅層減少、上下層増加の兩極分化の形態をとつたことを學んだ。ところが教授によつて「一般的停滯期」「分析」では「農業危機開始」――と規定されている明治四一年以降では、「前期とは全く逆に、上限（五町以上耕作、三―五町耕作農家）と下限（五反未満耕作農家）との兩局が間斷なく減少し、中堅層（一―二町耕作農家）が間斷なく増加し、以上の兩局漸減にたいする中堅層漸増は、日本農業における基本的傾向としてあらわれ、しかもこの原則は、ほぼ昭和十六年（太平洋戰爭勃發直前）迄貫かれているものと注意される。」これを東北および近畿の地帯別にみると、東北では總戸數増加、中下層増加、上層減少の傾向をしめすが、近畿では總戸數減少、上下層減少、中層増加と、はつきりし

た中堅層への標準化傾向をしめす。

かかる中堅層成立の歴史段階背景は、何であるか。この點にふれるに先立つて、上層農家の經營の支柱たる年雇勞力の變遷をみると、大正九年三九萬、昭和五年二五萬、同一六年一七萬と漸減する。教授は、明治末期には五〇—七〇萬、同二〇乃至三〇年には約一〇〇萬の年雇がいたと推定される。かかる年雇勞力の一貫的な減少と解離傾向は、何によるか。それは、地主手作「豪農經營」の分解に求められる。まず製絲では手作地主「豪農ないし中堅上層」までが、農業——養蠶（雇入勞力）兼業製絲（家人工女、雇入工女）——賃挽を擁する形、つぎに織物では、農業——家内工業、賃織を擁する形、織元と上昇するところの、いわゆる「農業階梯」の線が發生している。これが、明治二〇年乃至三〇年までの時期に開花した手作地主ないし中堅上層の農業經營と工業經營（家内工業、問屋制、零細マヌファクチュア、零細工場）との結合をあらわし、當時約一〇〇萬と推定される年雇勞力は、この結合を支える基礎であつた。ところが製絲では明治二七年に始まる器械化、織物では時を同じうする力織機械化によつて大工場への基礎が與えられ、これが逆にかかる「農業階梯」の中間環を絶滅してゆき、前述の農業經營と工業經營との結合、「連環」を分裂せしめ、農業經營から完全に袂別した專業工場への轉化の形でこれを再編するにいたつた。この再編は、明治三〇年を起點とする産業資本確立期の農工業分化の過程にほかならぬ。地主手作「豪農經營」の分解は、他方では、右の過程と並行した彼等の地主「金

融業者への轉化および土產的な醸造專業者化の形で遂行された。これら一連の諸過程は、わが國産業資本の確立がもたらした「半農奴主的ブルジョア」の型の創出（「分析」一七五頁）、および地主の寄生的性質の確保の過程として總括できるとおもふ。だがともかくその結果として、多數の年雇勞力は地主の手もとから、あるいは農業の季節雇日雇、あるいは職工鎭夫へと解離されてゆき、それと同時に、地主の寄生化によつて從來の彼等の手作地は、小作に出され、ここに「龐大な小作農民層の成立」を生んだ。明治末期以降の中間農家層の斷斷なき増加は、産業資本確立段階の所産としての、以上の社會的事實をその先行者とし、歴史的背景とするものであり、かかる軸線の上で理解されるべきである。

ところで問題は、この中堅層そのものの吟味である。まず第一に、日本農業の骨髓たる自作中堅層の經營をとると、その累年經濟收支において農業所得だけで生計が可能となつたのは、今度の戰爭に入つてから（昭和一二年以降）のことであり、それ以前は、他に別途の收入なくしては生活できず、若干の年には總所得をもつてさへも赤字を克服しえなかつた。しかもここで對象たる農家が、二一・三九町の耕作規模であり、全國平均よりはるかに大きく、かつ自作農であつて、高率小作料負擔から免かれていたことを留意すべきだ。第二にその耕作規模において、日本の自作中堅層の耕作規模、一—三町は、「中農」の國際的規程たる五—一〇ヘクタールの規模に比して、問題にならぬほどの零細性をしめ

す。第三にはその経営における農用財産の構成中で、家畜並に農機具價額の、土地價額にたいする比率は一・五%、二・五%にすぎず、獨逸の場合の四三・三—四一・四%に比してほとんど驚愕的差異としてあらわれ、「日本農業における土地價額の重さと家畜並に農機具の貧しさが白日の下に曝される。」

かくして自作中堅層の基礎は、嚴密にいうと、けつして鞏固ではなかつた。そこに自作中堅層分解の起點が存する。自作中堅層の分解を農地賣買によつてみると、明治三二年—大正五年の間ではきわめて明瞭にあらわれ、その基本方向は、耕作規模縮小、小作農化およびプロ化の、下への崩落である。時期的には日露戰爭直後か、地域的には北陸・東海・近畿より關東・東北にとくに激しい。つぎに昭和八—一〇年の間でも、自作農の農地賣却はその購買を上廻り、自作中堅層の分解傾向の依然たる貫徹を物語る。ここでは小作農および小作農の農地購買超過が目立つてゐるが、その大部分は自作農創設事業の援助によるものだ。要するに中堅層漸増の一般的傾向にもかかわらず、その根柢を貫くものは、「固有の自作中堅層の漸次的分解の定在」であつた。この點、とくに重要。しかも太平洋戰爭勃發の昭和一六年以降になると、この中堅層さえも漸減傾向をとるにいたる。そのもつとも決定的な要因は、戰爭による農業勞働力の剝奪と農用資材の收奪とであり、この兩者は、日本農業の脊梁をおびやかすものとなつた。かくして「日本農業の危機はもはや救い難いものとなつた。」その一般的崩落の諸相。」

教授は、明治の土地改革より今度の農地改革まで數十年間の「零細農耕の趨勢」を、およそ以上のごとく説かれる。「零細農耕の論理。」そしてこの「論理」は、「一方、軍事的半封建的日本資本主義の構成と地主的土地所有の形態との制扼のもとにあつて、他方、農業生産力の發展に規定されて、農民分化と農業再編とを経て」遂行されたものである。これについてわたくしは、さらに二、三の疑問點を附記しておきたい。

第一の疑問點。日本農民の階層分化が、明年四一年までの期間ではそれ以降の時期（教授のいわゆる一般的停滯期）とは正に逆に、中堅層減、上下層増の兩極分化の形をとつたこと、これは教授によつて始めて指摘された注目すべき新事實である。その理論的意味は何であるか。明治年間の農業生産力の展開（『犁の轉換と乾田馬耕との結合』が、庄内その他の農業地帯において「米單作大規模（平均二町歩）」の型へ「大きく再編」する槓桿となつたことは、すでに學んだところ。そのかぎりでは、農民經營は一種の農業階梯の上昇線に立ちえたともよい。たとへば最近の全農調査部刊「大農經營に關する調査」を讀むと、現存の大農經營のうち日露戰爭以前に發生したものであつて少なく、明治三八年—大正二年發生のものも多く、つぎに大正九年—昭和三年を第二の山として、以後漸減する。この事實は、ある意味では、明治末期までの農民經營の上昇傾向を補完的に實證するようだ。だが重要なのは、かかる上昇増加の背景たる農民の兩極分化の事實の全體としての意義である。この事實がかりに、これに續く明治

四一年以後の全期間（『中堅層標準化基調』を日本農業の一般的

「停滯期」と消極的に評價する考え方に、直結せしめられ、その間接的證明に使われたとすれば、問題ではないか。個別的な農民の經營上昇は、直接には全體としての一國の農業構造の近代的進歩を意味するものではなく、かえつてある場合には、その停滯性の面を反映することがありうる。日露戰爭直後の大農經營の簇出は、當時の農業生産力の進歩と商業的農業とを農民の下からの經營上昇の形で表現したかぎりでは、まさに進歩的であつた。だが、ここで合せて想起させるべき事實は、教授の指摘のように、自作中堅層が崩落して、ますます増加する下層農民層が半封建的ミゼラブルな状態で農村内に累積していつたことである。かかる農民の法外にやすい勞力給源が、當時の大農經營の技術體系の缺陷による農繁期の特殊な一時的勞力需要を、外から補充することによつて、その基礎の上で一部農民の下からの經營上昇が始めて實現可能となつたのではないか。このような農民の兩極分化の性格のもとでは、農民の經營上昇の究局の歸着點は、地主手作「豪農經營」に合流するとおもう。これは、教授の所説とは別箇の内容で、農村の「停滯性」ではないか。かかる農村の停滯性を解きほぐす力は、産業資本確立の正常な作用としての、下層農民の農業離脱（その勞働力の農業以外での完全商品化）であり、これをつうじて全農民の經營は、自家勞力のみに立脚する中堅層のそれに標準化せざるをえないのでないか。このかぎりでは、兩極分化ではなく、逆にその止揚形態たる中堅層の増加こそ、農業の「停滯

性」をやぶる進歩的指標なのではないか。

第二の疑問點。教授が、明治四一年以降の中堅層増加の歴史段階的背景として、地主手作「豪農經營」の解體とこれにもとづく年雇の解離および龐大な小作農の成立とをあげられ、その國民經濟的要因を産業資本確立にともなう農工業の連關の分裂再編に求められた。だが産業資本確立のいま一つの側面として、農村でもつとも社會的地位の低い年雇の都市勞働市場への流出と、これが地主手作經營の解體におよぼす影響の面とが指摘できないか。「年雇賃銀を當該時期の米價に基いて米量に換算すれば、明治から昭和へかけて約倍になつてゐる」（『支那稻作農家經濟の基調』二四頁）。この事實は、日本資本主義における産業資本確立の正常な作用（『勞働力の自由競争による一般の剩餘價值率』が、その基抵たる半封建的農業の構造を次第に下から洗ひだしたことを意味しないか。日本資本主義はその創出の過程において、軍事的半封建的特殊性をおわされて登場し、ついに現在までこの性格を揚棄しえなかつたといえ、しかも産業資本確立とともに、資本主義が本來的に具有する一般性が、この特殊性に對決し、これを下から蠶食しゆく傾向を發揮したのではないか。この傾向の現象形態が、半封建的年雇の農業以外流出であり、この一連の過程が歴史的背景となつて、明治四一年以降昭和十六年におよぶ中堅層増加の一貫的傾向が生まれたのでないか。

第三の疑問點。教授は中堅層とくに自作中堅層について、その經營の耕作規模の零細性、資本構成の法外な低さおよび經濟收支

のアンバランスを指摘され、明治年間に顯著にあらわれた自作中堅層の分解傾向が、その後も一貫的に作用し、ただ政府の自作農創設政策によつて緩和されているに留まることを明かにされた。だがこのそれ自體としては正當な中堅層の分解面の強調は、教授が戰爭中とられたところの、「日本農業が、一―三町耕作農層を中心とする農民中堅層の裡に鞏固な基礎を有する」〔基調〕一六頁〕との規定と、どう結びつくだろうか。今度の論文ではかかる中堅層鞏化の側面が意外に輕視されているようにみえるのは、何故なのか。明治時代における反當收量基調の技術的進歩は、きわめて緩慢ではあるが、勞働生産力形成の型に本格化し、これを支柱として農民的商品生産がようやく發展し、中堅層鞏化の起動力となつた。明治二三年の自作農の農業所得の數字と昭和四年の數字とを對照すれば、一九五圓と八三四圓、「明治以降の急速な經濟發達に應處した日本農業の堅實な發達の過程が窺知しえらるる」〔基調三四頁〕。かかる中堅層の形成をその周邊から規定したものは、前述のように、産業資本確立にともなう年雇その他下層農の脱農民化をメルクマールとする、資本主義本來の一般的傾向の現實化にはかならぬ。したがつて中堅層標準化の形で、農業階梯の形成は、國民經濟の視野では、日本資本主義の進歩的な新生面ではなかつたか。ただ地主的土地所有の依然たる支配が上から制扼したため、この農業階梯の正常な形態は阻止され、たとえは佐賀平坦部では、小作農の經營擴大―自作農化―自作農化と生産力停滯―寄生地主化と變質せしめられる。さればこそ一切の

矛盾は、明かに「地代の問題として綜合されうるし」〔基調二一頁〕日本農業の基本型の矛盾が、その止揚の可能性をともなつて、いまや本格的に上程されたのである。これが、いわゆる農業危機の本質なのではないか。危機解決の方向の具體的な姿は、後述する小作爭議の中に見出されるが、それが地主的土地所有の壟斷たるアブルーチズムにより決定的に抑止された結果、やむをえざる惡としての自作農化の途をつうじて地主制の妥協的解消の形態が、日立つてきた。自作農創設維持政策の意義。日本農業の「一般的停滯期」のとらえ方は、農業危機の同義反覆ではなく、むしろ危機解決の方向抑止とその妥協的解消の點に存するのではないか。かかるわたくしの理解の仕方こそ、「支那稻作農家經濟の基調」が誘導する必然的結論ではなかつたか。

ふたたび論文の紹介作業に立ち戻らう。「零細農耕の趨勢」〔零細農耕の論理〕の分析を終えた教授は、日本農業の基本型の一つのモメントたる「地主制の性格」〔地主制の論理〕に分析を移される。日本の地主制の成立については、不充分なからすに紹介しておいたから、ここでは「地主制の歴史的限界」〔解體〕の過程が取りあげられる。明治二二年ごろ成立し、爾來三〇年間はほとんど不可侵なるかにみえた地主制は、舊露の變革（一九一七年）と米騒動（大正七年）とを調機として、一轉機をしめすにいたつた。ここで二重の過程が進行し始める。第一 本格的な小作爭議の過程。小作爭議は、徳川―明治の農民一揆と歴史的段階上の相違を有するが、發生的にはこの一揆中に次第に芽生えてき、右

の二つの社會的事變を調期として、第一次大戰後本格化した。地帶的にはまず農民分化の進んだ近畿・東海に發祥、漸次他の地帯に普遍化して、「半封建的土地所有制の骨髄」と衝突する。第二、地主制凋落の過程。その標識は、(イ)從來終始一貫漸増してきた府縣五〇町以上の地主が、大正八年を絶頂として爾後漸減。(ロ)「農業恐慌(昭和五年)」による全構造の震撼。秋田縣千町歩地主池田家の破産。(ハ)「戦争の論理の必然による地主制の分解」(土地取上の制限、小作料農地價格農地移動の統制等の戦時統制による制約と供出制による地主の機能の分解)。以上の二重の過程の進行のうちに「地主制の消滅」と「土地國有」の理念(一九二二年)が、現實に基礎をうることとなる。いまや教授の分析は、いよいよ大詰めに近付き、いよいよ深刻な意味をおびてきた。これをいかに理解すべきか。わたくしは、すでに提起した疑問點を反覆しつつ、二、三の論點を附け加えておこう。

その第一點。さきの教授の「零細農耕の趨勢」中での、中堅層漸増の事實の一應の承認、しかもその分解の側面の強調と、ここで指摘された「地主制の歴史的限界(解體)」の諸契機とは、いかに結合しうるであろうか。このさい、わたくしが想起すべき事實は、(イ)小作爭議がまず本格化した地帯が、近畿・東海であり、この地帯での農民の階層分化は、とくに商業的農業と下層農の脱農民化をつうじて、はつきりした中堅層標準化の形態を打ちだしていたこと、(ロ)當時の小作爭議の形態は、小作農の攻勢と小作地返還戦術とを基調とする、小作料減免爭議だったことである。

わたくしたちは、この二つの事實のうちに、日本資本主義の發展による下層農労働力の完全商品化(『一般的剩餘價值率の事實上の農村支配』を、また、この労働力商品化によつて確保された商品價值法則の農業經營への浸透を、さいごに、價值法則の浸透により支持された農民の經營上昇と、その半封建的地主制との矛盾)對立の激化を、読み取りえないだらうか。だとすれば地主制と對決し、その歴史的限界(解體)を劃する主體性としての零細農耕の趨勢は、その消極面たる脆弱性および分解の面ではなく、かえつてその積極面たる經營榮化傾向の意義の面で、捉うべきでないか。わたくしの見解では、この當時の自作中堅層の分解は、價值法則の浸透による農民の市場競争の激化を意味し、したがつて中堅層の經營の榮化と矛盾することなく、むしろこれを生みだす契機でもある。太平洋戦争以降の農民の全般的崩落とは、この點で區別される。消極面のみを孤立的に強調するならば、小作爭議や地主制凋落の二重の過程の、經濟的原動力の解明は、見喪われてしまふのではないか。いわゆる農業危機は、解決の主體と方向を缺除した、單なる農村窮迫となりはしないか。

その第二點。教授が、本格的な小作爭議および地主制凋落の二重の過程の調期點を一九一七年および大正七年に求められたことは、きわめて含蓄が深いとおもわれる。わたくしの理解するところでは、それは、地主制の解體を求める農民の要請を支持し主導する主體性が、資本ではなく、自覺せる賃労働たるの謂いにほかならぬ。中堅層漸増の形での自營小農範疇確立の方向は、それ自

體としては、商品價值法則の農業經營浸透であり、資本主義本來の正常な機能の發揮であるにもかかわらず、これを最後まで貫徹するには、日本の當時の資本はもはや無能力でしかなく、むしろその歴史的批判者たる新勢力に支持を求めざるをえなくなつた。農民運動の日本的性格。それが掲げた土地國有の命題は、たんに農民の自主的要求なのか。日本の資本批判のより高い理念から主導されてゐる事實の表明だと、いえないか。地主制の克服は、日本の資本自體についての解決の努力を前提する。この點で、日本農業の基本型の止揚は、限界を劃される。地主制克服の農民的努力が、資本批判の努力と運命を共にして、政治的に抑止された理由。

その第三點。さりとはいえ、當時の日本の資本が地主制のたんなる擁護者だつたと、いうのではけつしてない。いかなる特殊の制扼のもとでも、資本主義發展の一般性は貫徹するからだ。たとえば五反未満耕作農民の一貫的減少傾向をみよ。その意味は、資本主義の労働市場が農村までもようやく包攝してゆく過程であり、一般的剩餘價值率の支配圈の事實上の擴大である。中堅農民の經營の價值法則把握（『農民的小商品生産』は、これによつて下から保證される。労働生産力形成への移行、これに立脚する中堅層の經營革新傾向、その鞏化→上界の桎梏たる地主制克服の農民的努力、この事實の系列は、資本主義の一般性の貫徹による經濟的必然である。

當時の日本の資本といえども、かかる經濟的必然の論理は理解

せざるをえない。彼等は何を媒介として、これを理解したか。小作争議的ラヂカルな表現における農民の言葉によつて。かくして地主制の解決は、國民經濟のトレイガーたる資本によつて、さけない任務となる。にもかかわらず彼等は、この任務を、農民の主張するような「直接的」方式では處理しえなかつた。彼等は別箇の處理方式をとつた。それは具體的には、自作農創設維持政策、戦時の農地關係の統制、供出制における地主價格と生産者價格との分裂および地主價格基準の代金納制の實施であつた。これら政策の本質は、資本主義發展にともなう一般的剩餘價值率の全國民經濟支配の傾向と、その桎梏たる半封建的土地所有制との矛盾を、妥協的に解消せんとする特殊日本の資本の努力であつた。妥協は、地主層の經濟的利益を損うことなく、その地主的土地所有形態だけを農民負擔で漸次に解消する仕方で行われた。當時自作農創設が地主の土地賣却といわれた所以。しかるに戦時になつて日本の資本が、戦争による甚大な價值喪失を補填するために、一般的剩餘價值率引上の形で直接生産者からの收取を強化せねばならなくなると、農業部面の剩餘價值に横から寄生する地主層の介在が、資本自身にとつても不合理に見えてくる。いきおい地主層にたいして部分的な譲歩を求めざるをえなくなつたが、この場合でも譲歩の要求額をできるだけ少なくしようと努める。この努力は、經營者としての農民にとつて、マイナスとして轉嫁される。要するに以上のような地主制の妥協的解消方式によつて、日本農業の「一般的停滯性」が打ちだされた。この停滯性は、教授

の所説のように中堅層の漸増それ自體というより、むしろその消極面としての、地主制の妥協的解消（その集約的表現『上からの自作農創設固定化』）による中堅層の經營上昇の頭打ちに、把うべきでないか。このわたくしの見解では、いわゆる農業危機と一般的停滯性とは範疇的に區別されるべきであり、前者の正しい農民的反撃が上から阻止され、別箇の妥協的方式に至曲されたところ、後者の登場をみるのである。

四、問題概括 土地變革＝農業變革の段階における農地改革の意義と限界

以上でわたくしは、農地改革その前後までの経過を教授から學びつつ、これについて若干の疑問點を挟んできた。舞臺はいまや、農地改革の現段階にうつる。まず教授の所説をきくとしよう。

農地改革においては、(一)在村地主は、都道府縣貸付地平均一町歩以上、北海道同平均四町歩以上を、(二)不在地主はその全貸付地を開放することが規定され、その對象となるものは、推計で地主數九十九萬人、貸付地面積二二〇—一五四萬町、二年度の全小作地の一〇〇—七〇％にあたる。これにたいして開放の實績は、二三年十月までで累計一六二萬町に達する。だがこの過程は、けつして坦々たるものでなく、地主的反動と農民的反撃との激烈な闘争をつうじて進化した。まず地主的反撃について。農地改革で開放對象となる地主數は、實に百萬戸を算し、その大多數は中小地

主である。この點、舊露の土地變革の對象が三萬戸の巨大地主だったのと對照的で、地主的反動の基礎となつた。反動の形態は、(一)戰後全國に廣まつた地主の土地取上げ、(二)主として「舊慣小作制度地帯」を基盤として東北九州に展開した一連の訴訟事件（逕憲論）。これらにたいする農民的反撃の闘争について。農民分化の進行している中部地帯では、變革的な農民の形態が、——すなわち農民委員會、耕作地共同管理、交換分合を基調とする共同經營、用水路の農民組合管理への動き——新しい生産形態として創意されている。かくの如き新しい農民の形態創意は、土地變革『農業變革期における地主的反動と農民的反撃との接點に現出した所の、何物も抹去しえない金字塔となるであらう。』

かかる農地改革の調期的意義はどこに存するか。それは、「地主的土地所有の根幹に觸れ、いわゆる『數世紀に亘る封建制の下に日本農民を奴隸化してきた經濟的桎梏』を破り、かくして一、軍事的、半封建的、日本資本主義の基盤——半封建的土地所有制——半隸農的零細農耕——の構成をその根源において再編し日本農業を本格的農業への途を拓き、二、瓦解した軍事的半封建的、日本資本主義の場棄としての、日本經濟再建の、新しい基礎——土地所有『農業經營の再編』——を確立する方向を規定していること、以上の二點において、方向を規定する點において、正に、革命的である。』農地改革は、日本における土地所有『農業經營の新たな歴史的時代を劃するものとして、明治の地租改正と約半世紀をへだてて相對峙する。

だが農地改革は、あくまで新過程の「端緒」たるにすぎない。過程はさらに、一方では農地改革それ自體の深化と、他方では本格的農業への技術的基礎「大農圃への基礎」の構築とへ、迫らざるをえない。この兩者をつうじて、土地所有の變革、農業構造の變革が遂行され、ここに始めて日本農業の舊基本型が最後のに止揚される。眼をさらに、前方へ向けねばならぬ。第一には、農地改革それ自體の深化とこれによる土地所有變革の完遂。いわゆる「土地國有」「二つの道」の論議は、この變革の主體と深度と方向に關するものである。第二には、農業經營の技術的充用場面としての大農圃の形成。これは、(一)農業經營單位内における農地の集團化(水系整理、耕地整理、交換分合)の必然性と、(二)農業經營單位それ自體の擴大(蓄積・共同化)とから成立つ。この二つが、日本農業の舊日本型を止揚し、本格的農業への途を拓くための、必須條件なのである。

このような土地所有の變革、農業變革の意義は、要約するに、地代が全剩餘を含むとするケネーの「經濟表」を、地代を産業利潤・利子と並ぶ剩餘價值の一分肢とするマルクスの「再生産表式」の關係に歸せしめることにはかならぬ。だが留意しなければならぬのは「ケネーの「經濟表」とマルクスの再生産表式との間には、フランス大革命と産業革命の一時代が横わる」だけなのに、(山田教授「再生産表式と地代範疇」「人文」創刊號三三頁)マルクスの再生産表式を日本で實現せんとする今度の農地改革は、さらにいま一つの時代を、「レーニンの「表式」(一八九三年以

降)とロシア革命(一九一七年)との一の歴史的時代」をすでに先行せしめていることである。農地改革を「端緒」とする新過程の方向。

ところで農地改革最近の局面において、新しい事實がようやく顯著な姿をとつてきた。それは、供出税金の過重負擔による全國的な耕作放棄の傾向である。現段階の農業危機の一斷面が、そこに看取される。これをいかに解決するか。農地改革を基準とする土地變革、農業變革の過程は、この新視角から見直されねばならない。

山田教授は、右の問題提起を結尾として、この斬かしい論文をとじられた。だがこの節での敘述方式は、前々節および前節にくらべて、きわめて暗示的であり、それだけに理解困難である。輕卒な解説は、かえつて教授の眞意を歪める。したがつてその立入つた究明は、むしろ差控えるとし、わたくしの二、三の疑問點を最後に追記するにとどめよう。

第一の疑問點。今度の農地改革がアメリカ民主主義の好意ある指導管理を支柱としたことは、周知のとおりだが、國內的にみた場合、農地改革の遂行を主導した社會的階層は、だれであつたらうか。また、その政策内容は、いかなる歴史的系譜につながるだろうか。さきにわたくしは、つぎのことを指摘しておいた。大正後期・昭和前期において下からの農民運動が、資本の批判者に支持指導されて、ついに地主制止揚の高度な方式(「土地國有」)を提起するにいたつたこと、その敗北の後に、當時の資本主導によ

つて自作農創設固定化政策を基調とする地主制の妥協的解消が始められ、戦争とともにその方式が、一見反地主的とみえるほどのラヂカルな色調をおびてきたことを。この二つの路は、資本主義本来の極端たる半封建的地主制のなんらかの解決策たる點において、いずれも共通している。問題なのは、これをだれが主導し、いかなる方式で遂行するかであり、この點では、決定的な二つの路の對立がみられる。では今度の農地改革は、このいずれに歴史的に接續するのであるか。わたくし個人の意見をいうならば、農地改革は、當時の資本が主導した後者の路の、戦後版でないかとおもう。ただ過去と異なるところは、今度の改革が、地主にとつてきわめて不利な條件で、しかも彼等の自發性を無視した急激な強制的な方式をとつたことである。その理由は、戦争と敗戦との打撃のために、寄生的な地主資格での剩餘價值分配への介入を、もはや資本が許容しえなくなつた點に見出される。たとえば現段階において、もし戦前のごとき寄生地主の高率現物小作料收取をみとめたときよ。農民が肉體的生存のために死活的に必要とする米價は、現在の農民の要求價格をはるかに上廻つたに相違ない。その結果は、資本の唯一の存立地盤たる低賃銀制の崩壊となる。では低賃銀制―低米價を確保しつつ、高率小作料の寄生的收取を温存したときよ。地主制克服の下からの農民のな路が、資本の批判者と結合して、國民經濟の資本的メカニズム自體を克服する。したがつて資本は、自己の永年の伴侶を捨てて、もはやいすれにせよ極端となつた地主制を處理し、もつて一身の安全を守らねば

ならない。農地改革の反地主的な急進性は、戦後資本の再生産條件逼迫の環境で、下からの直接生産者の解決の途に對決し促進されて、資本にとつても必然となる。

特長的なのは、資本主導による地主制の處理方式であり、小作地開放が同時に強行的な自作農創設、とくに固定化の方式をとつた點である。だが現段階の自作農は、はたして勞賃部分以上の剩餘價值を、全體として、確保できる地位にあるのか。國民經濟のメカニズムはこれを許すだろうか。教授も指摘された供出税金の過重負擔の意味。戦後農民の經濟的地位は、事實上の賃勞働者であり、その全剩餘は究局的には資本に歸屬するのでないか。にもかかわらず農民は、自作農たるかぎりにおいて、その土地の自然的優劣におうじて、差額地代の形でなんらかの剩餘を收得する。優等地の自作農は、劣等地の農民にたいして、相對的には特權的地位に立つ。だが國民經濟の機構が全體としての農民に勞賃部分以上を確保せしめないとすれば、特權的な少數自作農の享受する差額地代的剩餘は、しからざる農民の勞賃部分への喰ひ込みであり、前者は、後者の犠牲による一種のスケアシティ・プロフィットである。この結果として、第一には、農民がいまや事實上の賃勞働者たるにもかかわらず、土地所有者資格の相對的有利は依然として貫徹し、その負擔をうけて、直接生産者資格での農民の所得水準はさらに低下する。この低所得が、國民經濟全般の勞賃水準にも波及して、資本のために一般的剩餘價值率の騰貴をもたらす。第二には、農民にたいする資本收取の壓迫の程度は、社會的

にきわめて不均等となる。異常な土地争奪とならんで、耕作放棄が盛に行われている現状をみよ。かくして資本にたいする全農民の社會的協力は、容易でなくなる。これら二つの面から、自作農の強行的創設―固定化の方式は、現段階の資本にとつてもつとも有利かつ安全な政策なのではないか。日本經濟は、かかる自作農制度化を基概として、新しい再編の方向を模索するのでないか。農地改革の歴史の意義は、たんに地主制の解體一般だけでなく、解體過程での二つの路の對抗における、資本主導による自作農の強行的創設―固定の路に見出すべきではないか。教授は、いわゆる「二つの道」の對抗を、變革主體が地主的か農民的か、半封建的地主制克服の程度が濟し崩しか徹底かの面で、把えていられるかのようだ。これは、それ自體において正しい見解であるが、今度の農地改革過程の理解方法としては、なお吟味の餘地がありはしないか。一部の理論家は農地改革を地主的と評價するが、わたくしはむしろ、現段階の資本主導の改革たる點に、その意義を強調したいとおもう。

第二の疑問點。大正・昭和の日本農業を一貫してきた中堅層漸増傾向は、昭和一六年に頭打ちされ、戦後になつてから中堅層の崩落と零細下層農の激増とが目立つている。中堅層のうちでも、崩落は舊小作農にもつとも大きい。崩落の一般的原因是、戦争の打撃と税金供出過重とによるが、それがとくに小作農において激しいのは、農地改革途上における地主の土地取上げによるものだ。改革の自作農主義が内包するところの、直接生産者資格にた

いする土地所有者資格の優越は、地主の土地取上げの寛容な默認に、つなかつている。しかも戦後資本の再生産條件逼迫は、これら轉落農民に勞働力完全商品化の機會を提供しえず、累増する零細下層農は、經濟的自立なき絶對的窮乏の状態で、農村内部に沈没してくる。かような窮民層累積を基調とする畸形的な階層分化は、(一)かに不利な條件での土地耕作ないし被働をも甘受するから、農地改革の自作農主義によつて方向付けられた土地所有者資格の相對的有利と直接生産者資格での低所得との、保證手段となる。(二)小作關係や雇傭關係にたいして舊來の支配隷屬の一面を再出せしめ、上層農民の經營を半封建的な地主富農の型へ停滯せしめようとする。(三)さらに農業部面で機能する資本をも、ややもすれば前期的な寄生資本に變質せしめる。かかる農村社會構造からもし根をおろすならば、商業的農業の生産力發展をになう中堅層の經營上昇は、阻止されてしまう。落積および共同化による「大農圃の形成」は、とても望みえない。日本の農業の舊日本型の止揚も本格的農業への推轉も、したがつて不可能となる。

かような停滯的な農業制度が國民經濟内に定置されたときには、それは國民經濟の全構造をも制扼せずにはおかぬ。農地改革の自作農主義の側面方向付けられた資本の低賃銀依存は、その別の側面を象徵する農村階層の畸形的特質によつて不動のものとなり、さらに半封建的―前期資本的色調を加味して、その寄生的性格を深める。資本の利潤率向上の努力は、低賃銀制の強化利用に歪められるから、生産手段の新規導入による經營合理化的意欲

が、それだけ減殺される。そのため、戦争によつてともかく高度化した産業構成における生産部門と消費財生産部門との連繋は、確保されず、前者の固定設備は半遊休状態におちいりやすく、その活用の途を海外的ないし経済外的需要に求めるようになる。後者もまた、國內市場の孤隘さに制扼されて、海外に市場を見出さねばならぬ。しかも國際競争裡での生産力の立ち遅れは、低賃銀の強化で埋め合わそうとする。いずれにせよ、日本の全勤勞者の經濟的地位は、依然として低からざるをえない。わたくしは憂える。以上の系列の論理が、あるいは、今後の日本經濟再建の一つの努力の方向となりはしないかと。しかもその隠れた根據が、今度の改革過程に内在するとすれば、正常な經濟再建の「端緒」としての農地改革の評価は、無條件に肯定できないのでないか。

だが日本農業の、したがつて日本經濟の明るい展望を可能たらしめる、いま一つの本來的努力の方向は、もちろん嚴存している。それは、明治大正の資本主義發展の一般性によつて、中堅農家農漸増（その經營上昇）の形で、その經濟的基礎を培われ、第一次大戰後にはじめて主導力と活動目標とを與えられ、今次敗戦とともに舊勢力との本格的對決を展開するにいたつたものである。半封建的地主制の解體も、直接には資本主導の農地改革方式によつて處理されたとはいえ、これを必然たらしめた契機は、かかる社會的努力の方向の成熟であり、その下からの對決に促進されたからだ。農地改革のもつ進歩的内容（『小作料の低率金納化、それ自體としての耕作權の確保』は、この農民の自主的要求

が投影し結實したものにほかならぬ。しかもこの進歩的内容を據點として、かかる努力の主體は、經濟的基礎においても、社會的自覺においても、さらに成長をとげるであろう。このような媒介をつうじて始めて、農地改革は、日本農業の本格的農業への再編とこれを基砥とする日本經濟の正常な再建との全過程の、「端緒」たりうる。

要するに農地改革の歴史的意義の判定は、右に述べた地主制解決のために二つの路の對抗の歸着點をみなければならず、これを抜きにしては、最後の結論は付けられない。それ自體としての農地改革は、教授のいわゆる「端緒」だともいえるし、またそうでないともいえる。わたくしが強調したいのは、ただこの點なのである。